

事務連絡
令和8年3月31日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

「財産処分手続ハンドブック」の改訂について

日頃より、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続については、「財産処分手続ハンドブック」において取扱いを明記し、これに基づいて運用しているところです。

今般、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案等を踏まえ、当該ハンドブックについて別添のとおり改訂を行いましたので、お知らせします。

貴教育委員会におかれては、域内市区町村担当者に対して本内容を周知していただくとともに、引き続き、財産処分手続が適正に行われるよう御配慮をお願いします。

なお、周知に当たっては、教育委員会に限らず、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続を行う可能性のある関係部署に対しても、広く情報共有していただきますようお願いいたします。

本件問合せ先

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課振興地域係

電話番号： 03-5253-4111（内線 2001、2464）

E-mail： zaisansyobun@mext.go.jp